文

原判決を破棄する。

被告人を罰金30万円に処する。

原審における未決勾留日数のうち、その1日を金5000円に換算 してその罰金額に満つるまでの分を、その刑に算入する。

本件控訴の趣意は、検察官佐藤俊司提出に係る控訴趣意書(広島地方検察庁検察官大森淳作成)に記載されているとおりであり、これに対する答弁は、主任弁護人 下中奈美、弁護人足立修一、同戸田慶吾及び同大名浩連名作成の答弁書並びに主任 弁護人下中奈美作成の答弁書訂正補充書に記載されているとおりであるから、これ

論旨は,要するに,原判決が,被告人に対し,公訴事実と同旨の不法入国及び不 法在留の犯罪事実を認定しながら、「被告人については、出入国管理及び難民認定 法70条の2の各号に該当することの証明があり、かつ、不法入国・不法在留の 後、遅滞なく入国審査官に対して同法70条の2の各号に該当することの申出をしたということができる。」として、「被告人に対し刑を免除する。」との判決を言 い渡したのは、証拠の取捨選択ないし評価を誤って事実を誤認し、ひいては出入国 管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)70条の2の適用を誤ったもので あり、これらが判決に影響を及ぼすことが明らかである。というのである。 そこで、検討すると、関係証拠によれば、原判決の(刑を免除した理由)のう

ち,1項ないし3項に記載された事実認定,すなわち,被告人については,入管法 70条の2の各号に該当することの証明があることに関する説示は、被告人の供述の信用性に関する判断を含めて概ね正当として是認することができ、当審における 事実取調べの結果を併せて検討してみても、その認定を左右するものはない。しか しながら、被告人が、不法入国の後、遅滞なく入国審査官に対して入管法70条の2の各号に該当することの申出をしたとは認められないから、その限度で、原判決 には所論のいう事実の誤認があり、入管法70条の2に関する法令適用の誤りがあ る, というべきである。 以下, 所論にかんがみ, 検討する。

難民該当性について

所論は、要するに、入管法に定める「難民」とは、 「人種,宗教,国籍若し くは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるお それがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であ って、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」であり、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」といえるためには、当該人が迫 害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いている主観的事情のほかに、 該人の立場におかれた場合も迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存在していること、換言すれば、本人の主張する恐怖が、証拠によって十分に理由のあるものであ と客観的に認められる必要があり、これらの点については、難民であると主張す る者が立証しなければならない責任を負っている。しかるに、原判決は、専ら被告 人の供述のみに基づき、これが信用できるから、被告人は迫害を受けるおそれがあ るという恐怖を有しており,その立証ができているというのであるが,難民認定の 主たる根拠が申請者の供述である場合には,申請者の供述内容の真偽を慎重に認定 すべきであるところ、本件においては、被告人の供述内容が不合理・不自然である 上,重要事項について大きく変遷しており,一部物証が虚偽であることが判明して いるにもかかわらず、これらのことを看過して被告人の供述内容を十分に吟味する ことなく、極めて安易に被告人の供述を信用できるとした点において、事実を誤認 している、というのである。

そこで、検討すると、被告人は、概ね次のような供述をしている。すなわ ち、被告人は、アフガニスタンにおける少数民族であるハザラ人であり、宗教的にも少数派のシーア派であること、ハザラ人は、国内において他の民族から民族的及び宗教的に差別を受けていたこと、平成3年(1991年)にA大学経済学部を卒び宗教のに差別を受けていたこと、平成3年(1991年)にA大学経済学部を卒 平成4年(1992年)3月にB政権が崩壊した後、ハザラ人シーア派の政 治団体C党に入党し、カブール市内にあるC党事務所で文化委員会の一員として、 主として通訳や広報関係の活動を行っていたこと、同年以降、スンニ派に属するパ シュトゥン人やタジク人のグループが、カブール市西部において、ハザラ人に対し て軍事攻撃を行った際には,これに対抗するための軍事活動にも従事したが,平成

6年(1994年)、パシュトゥン人勢力によるDが結成され、平成7年(1995年)2月、カブール市に迫ってきた上、同年3月には、カブール市西部のカルマセー地区がタジク人から軍事攻撃を受けて包囲されたため、パキスタンのペシャワールに逃走したこと、その後、安全にアフガニスタンに入国したのは、平成11年(1993年)3月と平成12年(2000年)の2回であること、その間の平成10年(1998年)8月にマザリシャリフでDによるハザラ人虐殺事件があり、その後、D政は、「ハザラ人はシーア派であり、シーア派の人間を殺すことは罪にならない」に対したと、被告人は、平成13年(2001年)4月7日、拘束はの教令を発令したこと、被告人は、平成13年(2001年)4月7日に拘譲されるが教令を発令したこと、被告人は、ア成13年(2001年)4月7日に拘譲されるが表別で受け、被告人がいなから、被告人の知知は、では、およりにいる。と、そのため、をして本件不法入国の犯行にと、などを供述している。

被告人の供述の信用性について検討すると、その内容が、体験した者でないと語ることが難しいと思われるほど具体的かつ詳細であることに加え、被告人は所属大学での高等教育を受けており、英語も堪能であるし、シーア派代表やC党に監査な知識を有していること、ハザラ人が対抗勢力から民族的・宗教的に差別を受けた状況、特にDが勢力を伸ばし、ハザラ人に対して恣意は財務で事事攻撃を受けた状況、特にDが勢力を伸ばし、ハザラ人に対して恣意は、大学で教育を受けた状況、特にDが勢力を伸ばし、ハザラ人に対して恣意は、大学の党員をしている点や上記の教令が発令されたことについては、る事と、大学の所持品の中には、C党の党員であることをうかがわせる証明書ができる。となどを併せ考えれば、被告人がC党の党員として活動していたことやリートがDなど対抗勢力から攻撃されていたことに関する供述は、合理的であり、十分信用することができる。

そして、Dが被告人を逮捕しに来たことや、被告人の父親が身代わりとして逮捕されたことを直接裏付ける明確な証拠はないものの、Dの指導者は、上記の教令のほか、平成12年(2000年)12月、ヤカオランの戦いの後、反Dとみられる13歳から70歳までの全ての男性を殺害するように命じたと報告されていること、被告人は、偽造のパスポートを使用して日本に不法入国したものであり、密航ブローカーから手に入れたというEに対する拘束令状の写しを所持していたことなどに照らすと、叔母から、被告人の身代わりに父親が逮捕された話を聞き、迫害を受けるおそれを感じて、密航ブローカーと連絡を取り、本件犯行に至ったという経過についても自然であるから、この点に関する被告人の上記供述も同様に信用することができる。

3 これに対し、所論は、被告人の供述に信用性がないことの具体的理由として、次の4点を指摘している。

て、次の4点を指摘している。 (1) 所論は、被告人が、平成8年(1996年)4月14日から平成12年6 月23日までの間、合計8回にわたり、本邦に適法に入国しているのに、一度も難 民申請をしていないし、平成11年3月と平成12年には、生命を奪われるおそれ があると被告人が主張するD支配下のアフガニスタンを訪れており、このような被 告人の行動は、およそ迫害を受けるおそれのある恐怖を抱いていた者の行動とは相 容れない、というのである。

関係証拠によれば、被告人には、所論が指摘するような本邦への入国歴やアフガニスタンへの訪問歴があることが認められる。しかしながら、被告人が、双8年以降、合計8回本邦に適法に入国し、D支配下にあるアフガニスタンとという。)を拠点にして生活しており、難民申請は最終的な手段であるとれないが、平成13年4月に父親が身代わり逮捕されたこととは否定されないが、平成13年4月に父親が身代わり逮捕されたこととは否定されないが、平成13年4月に父親が身代わり逮捕されたこととは否定されないが、平成13年4月に父親が身代わりまけるおそれにより、とは不可能に対する追害の危険性がよりであるまっているといるとはいるとはいるとしたの間、両親に会うためにアフガニスタンを訪問したのはわずか2回であることからすると、過去に本邦で難民申請していないことや、危険を冒してアフガニスタンを訪問した被告人の行動が、迫害を受けるおそれのある恐怖を抱いていた者の行動は採用できない。所論は採用できない。

(2) 次に、所論は、被告人が、平成13年9月12日、福岡入国管理局に対し、難民申請した際、C党の党員で軍事関係の司令官であるEであると偽って名乗り、難民性を立証するための物証として、D発付の同人に対する拘束令状を提出し、Dに身柄を拘束された旨、殊更虚偽の申立てをしながら、父親が被告人の代し、可に逮捕された事実を申し立てていないし、平成14年(2002年)1月30日に大阪入国管理局で調査を受けた際、「両親は、2001年8月まで健在であった」と告げているが、被告人が真に難民に該当する者であれば、虚偽申請をした」と告げているが、被告人が真に難民に該当する必要はないのに、被告人がり、重要事項について大きく供述を支と供述をしていることに照らせば、父親の身代わり逮捕に関する被告人の供述は極めて疑わしく、また、妻子をアフガニスタンに残して、自己1人で亡命したというのは不合理・不自然である、というのである。

そして、被告人は、迫害を受けるおそれについて立証できる明確な物証を所持していなかったことや過去に来日歴があることからで申請しているないのではないからで申請しているではないのではないからで申請しているではないのではないのでは、入手とで、福岡入国管理局にで対し、信息の代表に対し、自己がいったが、自己がいったが、自己がいったが、自己がいったが、自己がいったが、自己がいったが、自己がいったが、自己がいるが、自己で難民申請をしたのよが、自己がいるが、自己の名で難民申請をしたの後には、対すり逮捕の事に対し、を受ける前のした際、自己の名で難民申請をしてがある。この名で難民申請をしてが認められる。この名で難民申請をしてが認められる。この名で難民申請をしてが認められる。この名で難民申請をしてが認められる。この名で難民申請をしてが認められる。この名で難民申請を行い、公親の事情を持たいる。とを述べていることには一応の合理性がある。

また、被告人の父親が逮捕されたことと健在であるということは必ずしも 矛盾するものではないし、妻子をアフガニスタンに残してきたことについても、身 柄の拘束を受けるおそれのある政党の党員本人とその家族とでは迫害を受ける危険 性の程度が異なり、Dも女性や子供まで無差別に攻撃していたわけではないから、 1人残された母親の元へ妻子を置いてきた被告人の行動が直ちに不合理で不自然で あるとまではいえない。

そうすると、所論が指摘する事情を考慮してみても、被告人の前記供述の 信用性に疑いを差し挟むものがあるとはいえない。所論は採用できない。

(3) また、所論は、被告人は、C党の高官ではないし、遅くとも平成8年4月までにC党の活動から完全に身を引いていたものと推認されるところ、そのときから5年も経過した平成13年4月にDが被告人を逮捕する必要はないことなどに照らせば、父親の身代わり逮捕に関する被告人の供述は信用できない、というのである。

関係証拠によれば、被告人は、平成7年までカブール市内にあるC党事務所で文化委員会の一員として通訳等の活動をし、事務所が陥落した後は、パキスタンのペシャワール等に移ったが、仕事の傍ら、ペシャワールにあるC党の事務所で平成10年ころまで活動を続けていたこと、兵士として戦闘に参加したこともあること、アフガニスタンにおける内戦は、政治的対立だけでなく、民族的・宗教的対

立に深く根ざし、長年にわたり続いていたところ、勢力を拡大したDは、ハザラ人に対する恣意的な逮捕、拘禁や残虐な処刑を繰り返し、Dの指導者は、前記のとおり、平成12年12月のヤカオランの戦いの後、反Dと見られる13歳から70歳までのすべての男性を殺害するよう命じていたことが認められる。

そうすると、被告人は、C党の高官ではなく、平成10年以降、その活動を停止して約3年を経過していたものの、そのことをもって、Dが被告人を逮捕する必要がなくなっていたなどということはできない。被告人が叔母から聞いた父親の身代わり逮捕の話は、迫真性に富むものであり、十分信用することができる。所論は採用できない。

(4) さらに、所論は、有限会社Fメタル工業所の専務Fが、被告人を雇用するため、平成12年12月1日及び平成13年8月6日の2度にわたり、被告人の在留資格認定証明書交付の申請をしたり、平成13年4月の時点で、被告人に短期滞在査証の発給申請を勧めていたところ、被告人は、不法入国後、Fに会った際、父親が身代わり逮捕され、自己の身の危険を感じて不法入国したことを打ち明けていないのは、不自然で不合理である、というのである。

しかしながら、Fは、もともと被告人の行っていた中古自動車の部品買い付けの取引相手であり、転籍により被告人を雇用しようとしていた者ではあるが、身内や親友ではなく、被告人が、取引上ないし雇用関係上の信頼関係を維持するために、不法入国や難民に関する事実を率直に告げていなかったとしても、決して不自然なことではない。所論は採用できない。

自然なことではない。所論は採用できない。 4 そのほか、所論が指摘する諸事情を全て検討してみても、被告人の供述の信用性は十分である。そして、被告人が、主観的に、迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているだけでなく、その客観的事情も存在していたというべきである。したがって、被告人について、人種、宗教若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものに該当する、とした原判決の判断は相当である。

第2 被告人が、生命、身体又は身体の自由が害されるおそれのある領域から直接 本邦に入ったものであるかについて

1 所論は、要するに、原判決は、アフガニスタンではなくUAEを、被告人の生命等が害されるおそれのあった領域と認定したものと思料されるところ、UAEを がD政権を承認していることを根拠に被告人が逮捕されるおそれがあったと認定するが、その承認をもって直ちに被告人が逮捕されるおそれがあったとするのは完全な論理の飛躍であるし、また、被告人は、平成13年1月15日に平成16年(2004年)1月14日までのUAE在住許可を得ており、父親が身代わり逮捕されたことを知った後も、UAEに滞在し、ドバイのシンガポール領事館で査証を印して平成13年5月4日から同月16日までシンガポールを訪問し、同月17日というであって、UAEの保護を十分に受けていたというべきある。

2 しかしながら、原判決は、被告人が、平成13年4月7日ころ、アフガニスタンからパキスタンを経由してUAEに戻り、その後、UAEから香港経由で大韓民国に入国し、本法に不法入国した経過を認定した上で、UAEにおいても、被告人が逮捕されるおそれがあったものといえると判断して、被告人が、上記迫害されるおそれのある領域から、中継国を通過して、直接本邦に入ったということができる旨説示しているのである。すなわち、原判決は、被告人の本国であるアフガニスタンはもちろんのこと、UAEについても上記迫害されるおそれのある領域と認定したわけではない。

れのある領域と認定したわけではない。 そして、関係証拠によれば、被告人は、父親に対する拷問の結果、UAEにおける被告人の勤務先や居住先がDの知るところとなれば、UAEの国内においても、身柄を拘束されてアフガニスタンに送還されるなどのおそれがあると感じていたこと、UAEが被告人に対して直接迫害を加える可能性は考えにくいものの、社会といるの成護を求めても、その庇護を受けることができないのであって、被告人としての庇護を求めても、その庇護を受けることができないのであったことが認められる。また、国連難民高等弁務官事務所の1999年のガイドラインによる難民のも、また、国連難民高等弁務官事務所の1999年のガイドラインによる難民のはに関する条約31条の解釈をも参考にすると、入管法70条の2第2号所定の「直接本邦に入った」とは、「出身国から、あるいは庇護希望者の保護、安全や安 定が保障されないかも知れない他国から,直接本邦に入った場合であって,庇護申請をせず,あるいは庇護を受けることなく短期間で中継国を通過した場合を含む」と解される。

そうすると、被告人は、その保護、安全や安定が保障されないかも知れない 他国から直接本邦に入ったと認められるから、直接性の要件を肯定した原判決の認 定は、結論において相当である。

なお、被告人が、ドバイ所在のシンガポール領事館で査証を取得したことは、UAEによる保護ではないし、被告人は、UAE国内にあるG社の保証の下で期限付きの在住許可を取得していたが、それは暫定的な効力を有するに過ぎないから、本邦への入国前に、一時期、UAEに滞在していたことは、上記迫害されるおそれのある領域から直接本邦に入ったことの認定を妨げるものではない。所論は採用することができない。

第3 因果関係について

1 所論は、要するに、UAEは、被告人の生命等が害されるおそれのあった領域ではないし、被告人は、同国にそのおそれがあることにより本邦に不法入国直後の平成13年そのまま不法在留したものではない、また、被告人は、不法入国直後の平成13年6月19日から、G社の経営者から合計4495万円ものドバイに輸出し、毎日19日本を明き落とし、中古自動車部品を買い付けてUAEのドバイに輸出し、毎日10日本でおり、就業のみを目的として不法入国、原判決は、被告人が亡命先に日本を選択を引きることは明らかであるのに、原判決は、被告人がが合先に日本を派表を関したことは明らかであるのに、原判決は、被告人ががものとにもながに日本では、あることにも、というのである。というのである。

しかしながら、前記第2のとおり、UAEは、被告人が難民としての庇護を求めても、その庇護を受けることができないのであって、被告人にとって、その保護や安全等が保障されない可能性のある国であったから、所論の前段は理由がない。また、所論が指摘するとおり、被告人が、不法入国後、日本で就業し、精力的に営業活動を行っていた事実も認められるが、難民も働かなければ生活費等を引るとができないところ、日本で中古自動車部品等の売買等を行った経験があり、日本で日常会話もできる被告人が、日本での就業を前提として日本を亡命先に選択したには理由があるし、申請の時期については後述のとおり問題があるもの、被告人は、難民の申請をしているのであって、就業の動機と亡命の意思は併存の場合ものである。したがって、被告人が難民であることと本件不法入国、不法在留との因果関係を肯定した原判決の認定は相当である。

2 所論は、さらに、被告人の仕事の内容が、海外に出張して中古自動車部品を買い付けて輸出するというものであったところ、日本での在留資格認定証明書の交付をなかなか受けることができず、短期滞在査証も入手できなかったこと、不法入国後の精力的な営業活動等からすると、被告人は、取りあえず、本邦に不法入国して業務に従事し、同証明書の交付を得られないときは、難民でないのに難民性そのものについて虚偽の申立てをし、不法にその認定を受けようとして、本件犯行に及んだものと推認される、というのである。

んだものと推認される、というのである。 しかしながら、前記第1で認定したとおり、被告人は難民であるし、福岡入 国管理局でEになりすまして虚偽の申請をしたのは、立証の困難性に由来し、密航 ブローカーの助言に従ったからであると認められる。したがって、難民でないのに 難民性そのものについて虚偽の申立てをし、不法にその認定を受けようとして、本 件犯行に及んだものとする上記推認は採用できない。

なお、被告人は、難民申請をするに当たり、入国日や入国経路についても虚偽を述べていたが、入国日を偽ったのは、入国後60日以内に難民申請をしなければならないことを意識してのことであるし、密航船に乗船して横浜港に上陸した旨入国経路を偽ったのは、難民であることの物証のない被告人が事実を誇張し、あるいは偽造パスポートを用いたことを秘匿して責任の軽減を図ろうとしたものであると考えられるから、これらのことをもって、難民該当性及び因果関係そのものに疑義が生じるということにはならない。

- 3 以上によれば、所論はいずれも採用することができない。
- 第4 入管法70条の2所定の申出について
 - 1 所論は、要するに、入管法70条の2は、入国審査官に対して同条各号の申

出を遅滞なく行うことを要求しているところ、2回にわたる被告人の難民申請はその要件を満たしていない、というのである。

2 そこで、検討すると、関係証拠によれば、被告人は、偽名の偽造旅券を携帯して、平成13年(2001年)6月10日、大韓民国の釜山から航空機で福岡空港に到着して本邦に不法入国し、上陸後、引き続き、平成14年(2002年)2月27日までの間、本邦に不法在留を続けていたこと、その間の、平成13年9月12日、福岡入国管理局に対し、Eの名義で虚偽の難民申請を行い、同年11月7日、大阪入国管理局に対し、自己の氏名で難民申請を行ったことが認められる。

ところで、入国審査官に対し、遅滞なく、入管法70条の2各号に該当することの申出をした場合に限り、難民に対する刑を免除するとの規定は、自首的な要素を含むものと解すべきである。そうすると、福岡入国管理局に対する本件難民申請は、前記のとおり、被告人が自らの氏名を名乗ってなされたものではなく、Eという別人名で申請されたものであって、難民の同一性自体を偽ったものであるから、入管法70条の2所定の申出に当たるということはできない。

また、「遅滞なく」とは、可及的速やかにという意味であるが、単なる時間的長短だけで決められる事項ではなく、不法入国等の罪を犯すに至った事情、不法入国等をした場所、交通事情、本人の健康状態や会話能力等の個別事情を総合的に判断して、合理的と認められる程度の期間をいうものと解すべきである。

関係証拠によれば、被告人は、難民申請する目的で日本に不法入国したこと、日本が難民条約を批准していることや難民として庇護されるためには、入国60日以内に入国管理機関に対して申請しなければならないことを知っていたこと、平成8年以降、合計8回の来日歴があり、日本国内の地理に通じている上、日常会話ができる程度の日本語の語学力を有していること、不法入国後、精力的に営業活動をしており、健康状態を害したようなことはなく、国内の移動にも支障はないったこと、平成14年2月28日に逮捕されるまでの間、身柄の拘束も受けていないことが認められる。そうすると、被告人が、大阪入国管理局に対して上記難民申請は、被告人が申出をするに当たって必要と考えられる合理的期間を大幅に遅滞したものであるといわざるを得ない。

3 この点、弁護人は、被告人が、その経験から権力機関に対する猜疑心があり、難民の申請をすれば、身柄を拘束されるのではないかと危惧しており、他方で、平成12年12月1日にした在留資格認定証明書の交付申請が、平成13年6月19日に不交付となったが、滞在国での居住関係が不明確であるということがの理由であったため、被告人は、必要な書類を準備して、Fに同年8月6日、2度日の申請をしてもらい、交付を受けることができれば、日本での滞在が合法化了ともものと考えて、その交付を待っていたこと、同年9月23日以降、H教会の下であるものと考えて、その交付を待っていたこと、同年9月23日以降、H教会の下フガニスタン人が摘発されたり収容されたりしたことがあり、難民申請をしたったことがあるから、被告人の難民申請が同年11月7日になったことにはやむを得ない事情があると主張する。

しかしながら、権力機関に対する猜疑心や身柄拘束の危惧感については、難民全般に該当することであって、被告人固有の事情ではないこと、在留資格認定明は、適法な入国を前提にしたものであって、その証明書が交付されたと留資を出ていたとしても、これと平行して難民申請を記明について何らかの勘違いをしていたとしても、これと平行して難民申請を記していて格別支障はなかったこと、現に、被告人は、2回目の在と関係を開いたとはいえ、難民申請をしていること、行の記識を持ちかけた1に対しても、入国日にできるだけの十分な知識や能力をは、相談を持ちかけた1に対していたことが認められる。そうすると、弁護人が指摘する上記事情は、被告人、入国審査官に対して、合理的な期間内に所定の申出をしなかったことについてなります。

4 したがって、被告人が、入国審査官に対して、入管法70条の2所定の申出を遅滞なく行ったとは認められないから、その旨認定した原判決には事実の誤認がある。

所論は理由がある。

第5 結論

以上によれば、被告人については、入管法70条の2が定める難民該当性等

の実体的要件について、原判決の認定に事実の誤認はないが、被告人が、遅滞なく申出をしたと認定した点で、原判決には事実の誤認があり、ひいては入管法70条 の2を適用した法令適用の誤りがあり、これらが判決に影響を及ぼすことは明らか である。

論旨は理由がある。

よって、刑訴法380条、382条、397条1項により原判決を破棄し、 同法400条ただし書に従い、更に判決することとする。

(犯罪事実)

原判決が認定した罪となるべき事実と同一である。

(証拠の標目)

当審における被告人の公判供述を加えるほか,原判決が証拠の標目欄に挙示 する証拠と同一である。

(法令の適用)

罰 包括して入管法70条2項,1項1号,3条1項1号 罰金刑 刑種の選択

未決勾留日数算入 刑法21条(原審における未決勾留日数のうち, その1日を金5000円に換算してその罰金額に満つるまでの分を, その刑に算入する。) 訴訟費用 刑訴法181条1項ただし書(原審分及び当審分につき, 被告人には負担させない。)

(量刑の理由)

本件は、アフガニスタンの難民である被告人が、不法入国し、引き続き、8 か月余りの間、不法在留したという事案である。偽造のパスポートを利用して犯行 に及んでおり、犯情に苦しくない点もある。

しかし、被告人は、祖国で迫害されるおそれを抱いて、難民申請をする目的 で不法入国したのであり、その動機や経緯は同情できること、犯行後、遅滞なく難 民の申出をしていれば、刑の免除を受けることができる立場にあったこと、不法在 留期間も比較的短いこと、相当期間身柄を拘束されていること、前科前歴はないこ となど被告人のために酌むべき事情が多々認められる。

そこで、これらの事情を総合考慮して、罰金刑を選択した上、主文のとおり 判決する。 平成14年9月20日 「富富等裁判所第

広島高等裁判所第一部

人	眞	保	久	裁判長裁判官
源		高	芦	裁判官
_		田	島	裁判官